第 5047 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月 15日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 法人実効税率引下げの代替財源の具体案

Q：法人実効税率の引下げに伴い代替財源が検討されているそうですが、どんなものがあるのですか？

A：次のようなものが挙げられています。

【解説】

さきごろ、政府税制調査会による法人実効税率の引下げに伴う代替財源の具体案を盛り込んだ「法人税の改革について」が取りまとめられました。

代替財源としては、次のようなものが挙げられています。

①中小法人課税

・中小法人の範囲について、資本金基準が妥当であるかどうか見直すべきである。

・軽減税率について、所得金額のうち800万円以下の金額に適用される法人税法による19%の軽減税率は厳しく見直す必要がある。

・法人成りについては、実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。

・適用除外とされている留保金課税の適用を検討する必要がある。

②減価償却制度

定率法を廃止し定額法に一本化すべきである。

③欠損金の繰越控除

繰越控除期間を延長し、あわせて控除限度額を引き下げる見直しを行う。ただし、中小企業への配慮が必要である。

④その他の見直し

租税特別措置や地方税の損金算入制度など